

※受付番号

沖縄県被災宅地危険度判定士養成講習会

受 講 申 込 書

沖縄県知事 殿

私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり沖縄県被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

受講する講習会

開 催 日 時：令和 8 年 1 月 30 日（金）

開催地（会場）：沖縄県産業支援センター（3 階 312 中ホール）

ふりがな		生 年 月 日	大正 昭和 平成	年	月	日
氏 名						
居 住 地		〒				
		TEL				
		FAX				
勤 務 先	名 称 (部署名)					
	所 在 地	〒				
		TEL				
		FAX				
		E-mail				

※ 本講習会は、沖縄県内に在住又は在勤しておられる方以外は受講できません。

以下の該当する欄に○を記入してください。

① 判定士資格要件

1	沖縄県被災宅地危険度判定士登録要綱第 2 条第 1 項第 1 号に該当	
2	沖縄県被災宅地危険度判定士登録要綱第 2 条第 1 項第 2 号に該当	
3	沖縄県被災宅地危険度判定士登録要綱第 2 条第 1 項第 3 号に該当	
4	沖縄県被災宅地危険度判定士登録要綱第 2 条第 1 項第 4 号に該当	

登録証更新のためこの講習会を受講する方

② 受講修了証の送付先

1	居住地住所を希望する	
2	勤務先所在地を希望する	

※ 行政の方は職場に送付いたしますので記入不要です。

※受講票は発行しません。

※この申込書にご記入いただいた個人情報、講習会実施に関する必要な書類の作成、送付及び本講習会の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

資格要件詳細及び受講申込書の記入要領

1. 受講について

以下の条件を満たしている方のみ本講習会を受講できるものとします。

- (1) 沖縄県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条各号の資格要件（下表参照）に該当する方。
- (2) 受講後、被災宅地危険度判定士として登録する意志のある方。

※更新登録を受けようとする方は、被災宅地危険度判定士登録更新申請書一式を提出すれば、あらためて講習会を受講しなくても更新登録を受けることができます。

2. 資格要件欄の記入について

- (1) 資格要件を下表から一つ選択(二つ以上該当する場合は、あなたが適当と思われるもの一つだけ選択)してください。選択した記号(ア～サ)がそれぞれ下記のとおり資格要件に対応することとなります。

【 1 一号該当(ア～ク) 2 二号該当(ケ) 3 三号該当(コ) 4 四号該当(サ) 】

- (2) 更新登録のためこの講習会を受講する方は「登録証の更新のため、この講習会を受講する方」の欄に○を記入してください。

該当する資格要件

ア 大学院等在学経験者： 宅造法告示、都計法告示38号該当
大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者
イ 大学卒業者： 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当
大学(短大を除く)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
ウ 3年課程の短期大学卒業者： 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当
短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
エ 短期大学、高等専門学校卒業者： 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当
前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
オ 高等学校卒業者： 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当
高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
カ 認定講習会修了者： 宅造告示第4号、都計告示38第2号該当
土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者
指定の国家資格を有する者
キ 技術士： 宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当
技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者
ク 一級建築士： 宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当
一級建築士の資格を有する者
ケ 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の職員である者又は当該職員であった者 （以下「行政関係者」という。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
コ 行政関係者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者で、被災宅地危険度判定を適切に行う能力を有していると知事が認めた者
サ 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設法による土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者または二級施工管理技士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者